



県 章

滋賀県公報

令和 8 年 (2026 年)
6 月 26 日
第 728 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課)	1
○ 告 示	
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨 (森林保全課)	2
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院 (医療政策課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	2
公金事務の委託 (女性活躍推進課)	3
道路区域の変更 (道路保全課)	3
道路の供用開始 (道路保全課)	3
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	4
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (交通まちづくり政策課)	5
建築士免許取消し公告 (建築課)	6
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員就任公告 (高島)	6
土地改良区役員退任および就任公告 (高島)	6
○ 教育委員会規則	
※滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	7
○ 公安委員会規則	
※聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)	7
○ 公安委員会告示	
滋賀県琵琶湖等水上安全条例第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づく水泳場保安水域の指定 (地域課)	8
○ 公安委員会公告	
技能講習開催公告 (生活安全企画課)	8

規 則

滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第 52 号

滋賀県聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県聴聞等に関する規則 (平成 6 年滋賀県規則第 50 号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号中「不利益処分の名あて人となるべき者の氏名 (法人にあっては、名称)」を「聴聞の件名」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第297号

令和8年滋賀県告示第157号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市信楽町柞原字北垣外559-1、559-4、561-4、561-5、562-2、588-3、589-1、591-1、593-1、593-3、593-6、594-3、594-4、624-2、624-4、625-1、626-3、626-6、626-9、627、646-2、648-3、664-5、664-26、665-1、666-5、670-2、674-2、679-3、679-5、679-6、679-12、683-3、685-2、689-1、689-2、690-1、691、693-1、694-4、694-5、702-3、702-4、702-5、703、707-2、708-3、709-2、709-3、709-4、711-3、711-5、713-2、714-1、718-2、718-3、720-2、724-1、732-5、732-6、732-7、734-1、734-3、735-3、736-3、737-1、737-5、738-2、739-1、739-2、740-2、740-3、740-4、747-5、748-4、748-5、749-1、749-2
- 2 通知の内容の要旨 令和8年滋賀県告示第157号のとおり

滋賀県告示第298号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
市立大津市民病院	地方独立行政法人市立大津市民病院	大津市本宮二丁目9番9号	令和11.6.30
彦根市立病院	彦根市	彦根市八坂町1882番地	令和11.6.30

滋賀県告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
Nursing Station OHANA	大津市衣川一丁目33-10	訪問看護	—	令和8.6.1
ほたるの薬局南郷	長浜市当目町84-7	薬局	竹内康佑	令和8.6.1
ミライリハ訪問看護リハビリステーション湖南	野洲市北野一丁目16-15	訪問看護	—	令和8.6.1
とうじゅ薬局	高島市安曇川町中央三丁目1番27	薬局	山川邦之	令和8.6.1

滋賀県告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	ほたるの薬局南郷	長浜市当日町84-7	薬局	竹内 康 佑	令和8.6.1
更生医療・育成医療	ミライリハ訪問看護リハビリステーション湖南	野洲市北野一丁目16-15	訪問看護	—	令和8.6.1
更生医療・育成医療	とうじゅ薬局	高島市安曇川町中央三丁目1番27	薬局	山 川 邦 之	令和8.6.1

滋賀県告示第301号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、男女共同参画センター施設・設備使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 特定非営利活動法人男女共同参画をすすめる会・I YOU 淡海
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 近江八幡市鷹飼町105番地の2
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 男女共同参画センター施設・設備使用料
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

滋賀県告示第302号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和8年6月26日から令和8年7月10日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	近江八幡大津線	草津市下物町字久保1436番3地先から	変更後	最小 38.5m } 最大 130.0m	161.8m	道の駅草津改修事業に伴う道路区域の変更
		草津市下物町字高砂1472番1地先まで	変更前	最小 38.5m } 最大 92.4m		

滋賀県告示第303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月26日から令和8年7月10日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に

供する。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
愛知川彦根線	愛知郡愛荘町長野字嶋田1564番1地先から 愛知郡愛荘町川原字野瀬168番1地先まで	令和8.6.26 9時	L=286.8m
神郷彦根線	愛知郡愛荘町川原字笠海堂793番1地先から 愛知郡愛荘町川原字野瀬168番1地先まで	令和8.6.26 9時	L=942.7m

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 BRANCH大津京 大津市二本松字立原48番1ほか11筆
- 変更した事項
 - 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北哲弥
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 尾上繊維株式会社 大阪府高槻市天神町二丁目4番1号 代表取締役 尾上昭一郎ほか21名
 - 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番1号 代表取締役 北哲弥
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社あかのれん 愛知県名古屋市中区内田橋一丁目3番19号 代表取締役 伊藤瑛祐ほか18名
- 変更年月日 アについては令和8年5月11日、イについては令和7年3月18日ほか
- 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の住所の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店等のため
- 届出年月日 令和8年6月5日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - 縦覧期間 令和8年6月26日から令和8年10月26日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和8年10月26日
 - 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 近江八幡サウスモール 近江八幡市上田町1278番地3ほか
- 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北哲弥

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 タナカ産業株式会社 愛知県名古屋市中曾根一丁目26番25号 代表取締役 田中公雄ほか3者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番1号 代表取締役 北哲弥 株式会社カネスエ商事 愛知県日進市浅田町平池260番地 代表取締役 牛田彰

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 タナカ産業株式会社 愛知県名古屋市中曾根一丁目26番25号 代表取締役 田中恵子ほか3者

3 変更年月日 アについては令和7年3月31日ほか、イについては平成30年7月21日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の変更等のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和8年6月10日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市桜宮町236番地

(2) 縦覧期間 令和8年6月26日から令和8年10月26日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年10月26日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) 湖南省吉永複合店舗 湖南省吉永字中川原355番5ほか

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社近江堂 湖南省吉永355番地5 代表取締役 井用雅也ほか2者

(2) 変更後 徳地悟 草津市下笠町526番地3

3 変更年月日 令和6年9月4日ほか

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店のため

5 届出年月日 令和8年6月10日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

湖南省環境経済部商工観光労政課 湖南省中央一丁目1番地

(2) 縦覧期間 令和8年6月26日から令和8年10月26日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年10月26日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

東近江市が令和8年6月26日に変更した近江八幡八日市都市計画道路に係る図書の写しの送付を受けたので、都市

計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和8年6月12日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 小鳥和彦
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第3506号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号の規定に基づく届出があったため

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、梅原土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和8年6月26日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 修 一

理事および監事の別	氏名	住所
理事	森 本 安 弘	高島市今津町梅原337番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、今津東部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年6月26日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 修 一

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	水 田 和 弘	高島市今津町浜分1413番地1

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	水 田 泰 久	高島市今津町浜分1333番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、今津町三谷土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年6月26日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 修 一

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
-----------	----	----

理 事	古 谷 茂 治	高島市今津町日置前3041番地
”	古 谷 昭	同 所3640番地
”	谷 口 正 直	同 所3677番地 1
”	古 谷 博 幸	同 所3340番地
”	谷 口 登	同 所3696番地
”	古 谷 宏 明	同 所3018番地
監 事	古 谷 傳 平	同 所3688番地
”	古 谷 善 弘	同 所3254番地 1
”	古 谷 正 勝	同 所3267番地 1

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	古 谷 茂 治	高島市今津町日置前3041番地
”	足 立 稔	同 所3034番地
”	古 谷 博 幸	同 所3246番地
”	古 谷 勝 己	同 所3643番地
”	谷 口 正 直	同 所3677番地 1
”	古 谷 正 樹	同 所3644番地
監 事	古 谷 傳 平	同 所3688番地
”	古 谷 善 弘	同 所3254番地 1
”	古 谷 正 勝	同 所3267番地 1

教 育 委 員 会 規 則

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

滋賀県教育委員会教育長 村 井 泰 彦

滋賀県教育委員会規則第 8 号

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則（平成 6 年滋賀県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号中

「 滋賀県教育委員会委員長（滋賀県教育委員会教育長） 氏 名 を

1 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名（法人にあっては、名称） 」

「 滋賀県教育委員会教育長 氏 名 に

1 聴聞の件名 」

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第 15 号

聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成 7 年滋賀県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 12 号中「不利益処分の名あて人となるべき者の氏名（法人にあっては、名称）」を「聴聞の件名」に改

める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第75号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第17条の2第1項の規定により、水泳場保安水域を次のとおり指定する。

令和8年6月26日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

水泳に供する水域の所在地	水 泳 場 保 安 水 域 に 指 定 す る 水 域	期 間
米原市宇賀野から長沢まで地先琵琶湖沿岸(OUMI WA VE)	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 米原市宇賀野1507番1にある物産交流館さざなみ建物の北西角 ア 基点から真方位353度173メートルの地点 イ 基点から真方位335度189メートルの地点 ウ 基点から真方位294度131メートルの地点 エ 基点から真方位312度80メートルの地点	令和8年7月1日から同年9月30日まで

公 安 委 員 会 公 告

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和8年6月26日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則(昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)第8条第1項のライフル銃等射撃講習(以下「技能講習」という。)を受けようとするもの
- 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員
 - 日時 令和8年8月19日(水)午前8時30分
 - 場所 大津市大石東町鉞峠 滋賀県立ライフル射撃場
 - 講習の種別 ライフル銃等射撃講習(小口径)
 - 射撃方法 標的射撃
 - 定員 3人
 - 申込締切日 令和8年8月5日(水)
- 技能講習科目および時間
 - 猟銃の操作
 - 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - 猟銃の点検
 - 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
 - 射撃の姿勢および動作
 - 猟銃の射撃 固定標的に対する射撃
 - 技能講習の時間 おおむね3時間
- 技能講習修了証明書の交付 規則第6条、第8条および第9条に定めるところにより行った技能講習の課程を修

了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。

5 受講の申込み 受講を希望する者は、2(6)の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を經由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。

6 手数料 受講の申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

7 注意事項

(1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

(3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包10個を持参すること。

(4) 射撃に関する講習に際しては、必要により10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

(5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

